

※このメールは、全宅管理のメールマガ登録をしていた会員限定で配信しています。

— 目次 —

[1] 業界動向・行政動向

- ・ 国土交通省 「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
(2020年5月20日版) を通達
- ・ LIFULL 「第3回 新型コロナウイルス感染症に対する不動産事業者の意識調査」
今後の影響で最も心配しているのは「売上の減少」
- ・ リクルート住まいカンパニー 新型コロナ禍を受けたテレワーク×住まいの意識・実態
調査 会社員、公務員の47%がテレワークを実施

[2] 協会からのお知らせ

- ・ 試験問題5問免除のメリット！賃貸不動産経営管理士講習について
- ・ 新型コロナウイルス感染症による業務への影響等に関する実態調査について
- ・ 毎月の送金・入金経費が削減できる！
振込代行サービス「セゾンスマート振込サービス」のご案内
- ・ 間取り図面作成ソフト及び販売・流通図面作成ソフトのご案内
- ・ 弁護士による電話法律相談の実施について（会員限定 無料）

☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。

[1] 業界動向・行政動向

- 国土交通省 「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
(2020年5月20日版) を通達
-

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発令された緊急事態宣言が、5月末の期限を待た

ず5月25日に全面的に解除された。

全面解除に先駆けて国土交通省は、新型コロナウイルス感染症対策に関する不動産業界団体向けに5月20日版の「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を通達した。

対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析、提言等を踏まえ、事業者の事務所やモデルルーム・現地販売所等の案内所、取引物件の現場においての、感染予防対策を行う際の基本的事項についてまとめたもの。

事業者は対処方針の趣旨、内容を十分に理解した上で、同ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、取引現場を考慮し創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたいと強調している。

それだけに不動産取引現場において取るべき対策を具体的に解説している。講じるべき具体的な対策として、感染予防対策の体制整備、健康の確保、勤務・通勤形態、事務所等における勤務、休憩・休息スペース、トイレ、設備・器具、従業員に対する感染防止策への啓発等、感染者が確認された場合の対応、事務所等における顧客との対応、取引物件の対象となる現場での対応など11項目にわたって整理して、具体的な「取組事例」を紹介。

とくに、一般消費者との接客が伴う事務所や店舗等において、感染拡大防止の観点から各事業者の営業形態に合わせた適切な対応が必要として、顧客の接し方から、「取組事例」を紹介している。

※業界団体向け「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001344659.pdf>)

-
- LIFULL 「第3回 新型コロナウイルス感染症に対する不動産事業者の意識調査」
今後の影響で最も心配しているのは「売上の減少」
-

住生活情報サービスを提供するLIFULLは5月20日、「第3回 新型コロナウイルス感染症に対する不動産事業者の意識調査」結果を発表した。

それによると、95.4%の不動産事業者が「企業活動に影響が出ている」と回答。これは前月より増加している。今後の影響で最も心配しているのは4月に引き続き「売上の減少」。売上高は悪化の一途で、5月は35.5%の不動産事業者が、前年比50%以上のマイナスを予測している。

また、在宅勤務で実施できる不動産業務が多数で、システム導入や慣習の変更がカギとなっている。約9割の不動産事業者が、コロナ影響前と比べ“エンドユーザーの特徴に変化を感じている”と回答し、「低価格物件希望」「車通勤に伴う駐車場契約」「売却依頼」が増加という声も上がっている。

○ リクルート住まいカンパニー 新型コロナ禍を受けたテレワーク×住まいの意識実態調査
会社員、公務員の47%がテレワークを実施

リクルート住まいカンパニーは5月22日、テレワーカー（リモートワーカー）のテレワーク（リモートワーク）の実態把握を目的とした調査「新型コロナ禍を受けたテレワーク×住まいの意識・実態」結果を次の通り発表した。

会社員、公務員の47%がテレワークを実施しており、昨年11月調査時に比較して30ポイント増加している。仕事時間の10%以上をテレワークで実施しているテレワーカーの71%は新型コロナの影響でテレワークを開始。

テレワーカーのテレワーク実施場所としては、「リビングダイニング（ダイニングテーブル）」が55%と、昨年11月調査時に引き続き最も多い。

また、前回の調査時はテレワークの実施に当たり環境整備をしたテレワーカーは70%いたが、今回は仕事に適した環境に整えている割合は40%。引き続きテレワークを行う場合、テレワーカーの48%が間取り変更を希望し、24%が現在の家からの住み替えを希望している状況。

今後もテレワークを継続したいテレワーカーの割合は84%。割合は少ないものの「子ども部屋」「お風呂」「トイレ」などでオンライン会議を実施しているテレワーカーもいることが明らかとなった。

☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°　*☆*°　。°

[2] 協会からのお知らせ

○ 試験問題5問免除のメリット！賃貸不動産経営管理士講習について

本会では、今年度の賃貸不動産経営管理士講習の受講申込を本日より開始いたしました。

賃貸不動産経営管理士試験の受験を検討されている方や、管理実務をより体系的に学びたいとお考えの方は、下記 URL より内容をご確認の上、ご検討ください。各会場、定員になり次第申込を締め切りますので予めご了承ください。

なお、講習の修了者は、全国統一試験を受験した場合、知識を習得した者の証しとして、出題 50 問のうち 5 問が免除されます。※但し、全講義の受講修了者に限ります。

全宅管理 賃貸不動産経営管理士講習ご案内ページ

(<https://chinkan.jp/lp/training>)

<賃貸不動産経営管理士資格とは>

国土交通省が掲げる「ストック重視の住宅政策への転換の時代」において、不動産管理の重要性が高まってきている中、社会的に必要とされる資格です！

賃貸不動産経営管理士は、主に賃貸アパートやマンションなど賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。

賃貸住宅は、人々にとって重要な住居形態であり、その建物を適正に維持・管理することは人々の安心できる生活環境に直結します。そのため、継続的かつ安定的で良質な管理サービスに対する社会的な期待や要望は多く、賃貸不動産の管理業務にかかる幅広い知識を有する賃貸不動産経営管理士の活躍が期待されています。

○ 新型コロナウイルス感染症による業務への影響等に関する実態調査について

本会ではコロナウイルスによる業務への影響に関するアンケートを実施致しました。ご多忙の中、アンケートの回答にご協力を頂き誠にありがとうございます。

ご回答頂いた内容を集計し報告書として取りまとめましたので、詳細は下記にてご確認頂きますようお願い致します。

○ 毎月の送金・入金経費が削減できる！ 振込代行サービス「セゾンスマート振込サービス」のご案内

本会は、株式会社クレディセゾンと業務提携しております。

振込手数料は必要経費と思われがちですが、同社が提供する振込代行サービス「セゾンス

マート振込サービス」であれば、どの金融機関への振込手数料も一律で286円（税込）となる為、コストダウンに加え、業務効率化を図る事が可能であり、毎月決まった支払先が生じる賃貸不動産管理業との親和性が高い商品です。

お申込み方法やサービスの詳細については、下記よりご案内チラシをご確認いただくか、お問合せ先までご連絡ください。

■「セゾンスマート振込サービス」導入に関するお問合せ先
セゾンスマート振込サービスデスク
TEL：0570-015-039（10:00～18:00 土・日・祝日、年末年始休み）

○ 間取り図面作成ソフト及び販売・流通図面作成ソフトのご案内

株式会社ピーシーコネクトが提供する、間取り図面作成ソフト及び販売・流通図面作成ソフトのご案内です。

多彩な機能を活用して表現力豊かな平面図をすばやく快適に作成できる間取り図面作成ソフト「間取りクラウド」及び、Excelの画像編集機能を最大限活用して販売流通図面を作成できる販売・流通図面作成ソフト「ひな形Bank」が、会員特別価格でご利用いただけます。

詳細につきましては、下記URLよりご確認ください。

(株)ピーシーコネクト
(<https://www.madori.jp>)

○ 弁護士による電話法律相談の実施について（会員限定 無料）

本会では会員限定のサービスとして、賃貸不動産管理に係る電話による無料法律相談を実施しております。

※事前予約制、毎週月曜日（休日の場合は翌営業日）13時～16時開催。
1回の相談につき15分程度。

直近の日程をご案内いたします。

【6月】 8日（月）、15日（月）、22日（月）、29日（月）

※新型コロナウィルス感染症の影響により、急遽中止となる場合がございます。

ご予約方法は、本会ホームページ「電話法律相談のご案内」より予約表を印刷していただき、必要事項をご記入の上、FAXにてご予約ください。

なお、今までに電話法律相談に寄せられた質問を「電話法律相談よくあるご質問」としてまとめております。是非ご参照ください。

電話法律相談（会員限定・無料）のご案内
(<https://chinkan.jp/member-page/support/reserve>)

◇会報誌「全宅管理」バックナンバー HP 掲載中！！

本会では、業界動向や賃貸不動産管理実務に直結する内容を掲載している会報誌を定期的に発行し、会員の皆様に無料配布しています。

また、本会ホームページ上でもバックナンバーを掲載しており、いつでも閲覧できるようになっておりますので、是非ご確認ください！

会報誌バックナンバー掲載

(<https://chinkan.jp/member-page/infomation/report>)